

4月のほけんだより



令和5年4月
諏訪市こども課
看護師

ご入園、ご進級おめでとうございます。昨年に引き続き諏訪市内の保育園の看護師を務めさせていただきます芳沢です。これから各園を順次回るなかで、こども達の健康をみたり、一緒に遊んだりして過ごさせていただきます。ご相談・ご質問等ありましたら、お気軽に声をかけてください。よろしくお願いします。

今年も保健に関する情報を「ほけんだより」を通してお知らせしていきます。次回のほけんだよりからはメール配信の予定です。紙媒体でご希望の方は各園の園長・担任までお申し出ください。

年間保健行事予定

★身体測定★

毎月、身長と体重を測定します。測定結果は「おちょうめん」にも記録していきます。

★検尿★

5月～6月頃の予定（年中、年長）
検査日が近づきましたら検尿容器と通知を配布します。

★春の健康診断★

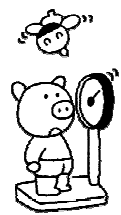
4月～6月
内科・眼科・耳鼻科・歯科（全園児）

★視力検査★

10月～12月頃（年中）
12月～2月頃（年少）

★秋の健康診断★

9月～11月
内科・眼科・耳鼻科（年長以外）
歯科（全園児）



歯科健診（春・秋）を園で受けられなかったお子さまについて
当日欠席などの理由で園で歯科健診を受けられなかったお子さまにつきまして、ご家庭で保育園健診担当医に連れて行っていただき歯科健診を受けていただくことができます。保育園健診担当医で健診を受けた場合は1か月以内であれば無料で健診をしていただけます。事前に連絡し、予約を取ってから健診を受けてください。

※都合により保健行事の日程・回数が変わる可能性があります。その都度事前にご連絡します。

新型コロナウイルス感染症について ～お願い～

◇登園前にお子さまの体温を計測してください。発熱等の症状が認められる場合は、無理をせずに登園を控えるようにお願いします。国からの通知により、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまではご利用を控えていただく取扱いとしています。

◇保育園利用者（ご家族さまを含む）が新型コロナウイルス感染症に感染した（又は濃厚接触者に特定された）場合は、土・日曜日、祝日を含め、すぐに各園長へ連絡をお願いします。

※休日夜間等保育園が閉園している場合には市役所日直（52-4141）へ連絡してください。

◇マスク着用について

2歳未満は息苦しさや体調不良を自分で訴えること等が困難であるため着用を奨められていません。2歳以上についても着用を求めないこととし、着用については保護者の判断とします。

現在国では新型コロナウイルス感染症の分類についての見直しがされており、5月の連休明けには5類への引き下げが実施される見込みです。5類への引き下げ以降、対応に変更があればお知らせいたします。

感染症予防と「感染性疾患に関する意見書」の提出について

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐために感染性疾患について意見書の提出をお願いしています。

感染症にかかった場合、医師の記入による「感染性疾患に関する意見書」を提出していただきます。また、インフルエンザにかかった場合、保護者の方の記入による「インフルエンザ治癒報告書」を提出していただきます。用紙は各園に置いてあるほか、諏訪市ホームページ、諏訪市医師会ホームページからもダウンロードできます。

お子さんが診断された場合は、早めに園へお知らせ下さい。

●第一種

エボラ出血熱、痘そう、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、他等

●第二種

インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）

●第三種

流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性角結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症（O-157、O-26、O-111等）



＜その他の感染症＞

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病・ヘルパンギーナ、伝染性紅斑（りんご病）、マイコプラズマ感染症、ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス等）、RSウイルス感染症、带状疱疹、アタマジラミ、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）、突発性発疹、ヘルペス性歯肉口内炎（単純ヘルペス性感染症）

●結核

●髄膜炎菌性髄膜炎

●その他感染性疾患

日本スポーツ振興センター 災害共済給付金について

保育中に怪我をした際に病院を受診すると、給付金が受けられる制度に加入していただいています。

対象となるのは以下のような場合です。

- 保育中、登園中、降園中での怪我
- 治療費の総額が5,000円以上
（自己負担額で、2割負担の健康保険の場合は1,000円以上）

日本スポーツ振興センター災害共済給付金を申請する場合、福祉医療は使用できません。医療機関を受診する際には、福祉医療は使用せずに通常の自己負担割合に応じた金額をいったん支払い、あとで災害共済給付金を受け取っていただくことになります。詳しくは園にご確認ください。

お薬はおうちで

他の人への投薬は医療行為となる為、園では基本的にお薬をお預かりしていません。病院にかかりお薬を処方される場合は園に通っていることを伝えたくて、処方回数を1日2回に変更できないか、昼食後のお薬を帰宅後に内服してもよいかなど担当の医師に相談してみてください。

但し、医療上（血中濃度を安定させる必要がある等）、どうしても必要な場合に限り、医師からの与薬票兼与薬依頼票、保護者の方から同意書をいただきお薬をお預かりすることもあります。園にご相談下さい。その他、薬に関してご不明な点がございましたら、看護師・保育士にお問い合わせください。

